

書證四〇一―B (五五)

not used

合衆國の對外關係―日本一九三一年―一九四一年(昭和六年―一六年)

第二卷一八四―一八五頁より抜萃

七六二・九四 五一九 電報

國務長官宛駐蘇大使(スティンハルト)電報(要旨)

昭和十六年四月十一日午後五時モスクワ發電
(午後九時五十分受信)

第七三八號本日午後本殿ハ松岡ヲ訪問シ四月八日同人ト會談セル件ニ關シ其
會談ニ於テ同人ノ述べタル處ヲ本殿ガ認メタル記録ヨリ次ノ其錄ヲ同人ニ轉
ミ賜カセタイ

〔松岡氏ハ伯林ニ對シテモ將又羅馬ニ對シテモ何等言シタルコトナシ

〔日本ノ三國同盟ニ加入セル理由ハ平和保持ニアリ。

〔日本ハ合衆國トノ軍ニ突入スベキ事務ヲ負擔セズ但シ合衆國ガ猶逸ニ對

シ宣戰ヲ布告スル場合ニ於テハ事情又異ナル可能性アリ

(4) 日本国大臣（譯者註）松岡外相ヲ指ス一ハ猶逃ガ合衆國ニ對シ宣戰ヲ布告スルモノトハ思料セズ、然シ乍ラ萬一期ル行爲ノ行ハレタル場合ハ大臣ハ合衆國ガ日本ノ其ノ立場ヲ明ラカニスル迄ハ太平洋ニ於テ行動ニ出デザランコトヲ望ム

(5) 三國同盟ニ依ル日本ノ義務ハ政府ニヨリ遵守ザルベシ

(6) リツベントロツブ及ヒットラー兩名ハ共ニ大臣ニ對シ戰爭ノ範囲ハ局限セラルベキコトガ彼等兩名ノ希望ナルコトヲ表明シ又合衆國ガ戰爭ニ捲キ込マル、ガ如キハ其ノ望ム處ニ非ル旨述べタリ。

(7) リツベントロツブ及ヒットラーハ大臣ニ對シ大臣ガ日本ノ反米運動ヲ阻止スル方策ヲ講ゼラレンコトヲ提案セリ。

(8) 三者ハ何レモ平和希求ノ意ヲ表明セリ。

(9) ヒットラーノ大臣ニ對スル個人的印象ハ頗好ナリキ。

(10) ヒットラーハ必要生ザル限り英本土侵略ヲ企圖セザルベシ、何トナレバ

ヒツトラーハ英國ニ對シ空軍ト潛水艦ノ活躍ニ依リ勝利ヲ收ムルモノ、予期セルガ故ナリ。

(三) 松岡氏ハ英國ガ伊太利及猶逸ノ兩國間ニ戰フ打チ込ミ得ル如何ナル可否性ヲモ認メ得ザリキ、伊太利ハ既ニ大イニ猶逸支配下ニアルガ故ナリ。

(四) 露西亞ノ要求ハ餘リニ過重ニシテ爲メニ松岡氏ハ露西亞トノ交渉ヲ實際一歩モ進展セシメ得ザリキ。

(五) 合衆國ハ蘇聯邦ニ對シ無關心タリ得ベシ、然シ乍ラ日本トシテハ協調ヲ必

グルカ紛糾狀態ニ有ルカノ外ナシ。

(六) 大臣ハ支那ニ於ル戰爭ノ終局ヲ希望シ且ローズベルト大統領ハ蔣介石將軍ガ正義ニシテ光榮アル和平ヲ拒否セバ自今合衆國ノ援助ヲ得ラザルベシト通告スルコトニ依リ終戦ヲ招來セシメ得ベシト提議セリ

(七) 大臣ハローズベルト大統領及國務長官ガ大臣ヲ信賴セラレンコトヲ希望セリ。松岡ハ本職ガ各申條ウ事上が毎ニ明白ニ之ヲ承認セリ。唯第五回、第八回、第十回、第五回ヲ讀上ゲタル時ハ口ヲ以ミ次ノ如ク之ヲ敷衍セリ。即チ

(イ) 第三項ニ於テ松岡氏ハ其ノ所見トシテ日本ハ三國同盟ニ依リ、合衆國力猶
逸ニ宣戰セバ合衆國ト戰爭セザルヲ得ザルベシ、唯日本ハ先づ獨逸ト此點
ニツキ附註スベシト語レリ

(ロ) 第八項ニ於テハ大臣ハ我等三名ハ和平希求ノ意ヲ表明セリト雖モリツベン
トロツブ及ヒツトラ一ハ予ヲシテ現在ニ於テハ平和克服ノ可能性無キヲ想
ハシメ又ヒツトラ一ハ英國ヲ征服スルニ非レバ平和無シト屢々強調セル旨
語レリ

(ハ) 第十項ニ於テハ同人ハリツベントロツブガ松岡ニ語レル、リツベントロツブ
ノ意見トシテ現下ノ英國ハ開戰當時ヨリ弱國ナル防衛態勢ニアル旨附言セリ
(二) 第十五項ニ於テハ同人ハ量ニ同人ガ述べタル所ヲ數行シ中日間ノ和平ハ兩
國ノ直接交渉ニ依リテノミラサルベク仲介者ノ介在ハ日本朝野ノ容認セ
ザル處ナルベシト語レリ。

書證四〇一―B(五五)

合衆國の對外關係―日本一九三一年―一九四一年(昭和六年―一六年)

第二卷一八四一―八五頁より抜萃

七六二・九四 五一九 電報

國務長官宛駐蘇大使ヘスティングハルト電報(要旨)

昭和十六年四月十一日午後五時モスクワ發電
(午後九時五十分受信)

第七三八號本日午後本頃ハ松岡ヲ訪問シ四月八日同人ト會談セル件ニ關シ其
會談ニ於テ同人ノ述べタル處ヲ本頃が認メタル紀錄ヨリ次ノ持錄ヲ同人ニ
ミ因カセタイ

〔一〕松岡氏ハ柏林ニ對シテモ將又羅馬ニ對シテモ何等言明シタルコトナシ
〔二〕日本ノ三國同盟ニ加入セル理由ハ平和保持ニアリ
〔三〕日本ハ合衆國トノ間ニ突入スベキ事務ヲ負擔セズ但シ合衆國ガ猶逸ニ對

シ宣戰ヲ布告スル場合ニ於テハ事情又異ナル可能性アリ

(四)日本國大臣ヘ譯者註　松岡外相ヲ指ス一ハ猶逃ガ合衆國ニ對シ宣戰ヲ布告スルモノトハ思料セズ、然シ乍ラ萬一期ル行爲ノ行ハレタル場合ハ大臣ハ合衆國ガ日本ノ其ノ立場ヲ昭ラカニスル迄ハ大平洋ニ於テ行動ニ出デザランコトヲ望ム

(五)三國同盟ニ依ル日本ノ義務ハ政府ニヨリ遵守ザルベシ

(内)リツベントロツブ及ヒットラー兩名ハ共ニ大臣ニ對シ戰爭ノ範圍ハ局限セラルベキコトガ彼等兩名ノ希望ナルコトヲ表明シ又合衆國ガ戰爭ニ捲キ込マル、ガ如キハ其ノ望ム處ニ非ル旨述べタリ。

(外)リツベントロツブ及ヒットラーハ大臣ニ對シ大臣ガ日本ノ反米運動ヲ阻止スル方策ヲ講ゼラレンコトヲ提案セリ。

(六)三者ハ何レモ平和希求ノ意ヲ表明セリ。

(七)ヒツドラーノ大臣ニ對スル個人的印象ハ甚好ナリキ。

(八)ヒツドラートロツブハ英日ノ戰爭振ヲ賞讃セリ。

(九)ヒツドラーハ必要生ぜサル限り英本土侵略ヲ企圖セザルベシ、何トナレバ

ヒツトラーハ英國ニ對シ空軍ト潛水艦ノ活躍ニ依リ勝利ヲ收ムルモノ、予期セルガ故ナリ。

(イ) 松岡氏ハ英國ガ伊太利及猶造ノ兩國間ニ打チ込ミ得ル如何ナル可否性ヲモ認メ得ザリキ、伊太利ハ既ニ大イニ猶逸支配下ニアルガ故ナリ。

(イ) 露西亞ノ要求ハ餘リニ過重ニシテ爲メニ松岡氏ハ露西亞トノ交渉ヲ實際一歩モ進展セシメ得ザリキ。

(イ) 合衆國ハ蘇聯邦ニ對シ無關心タリ得ベシ、然シ乍ラ日本トシテハ協調ヲせグルカ紛糾狀態ニシルカノ外ナシ。

(イ) 大臣ハ支那ニ於ル競争ノ終局ヲ希望シ且ローズヴ、エルト大統領ハ蔣介石將軍ガ正義ニシテ光榮アル和平ヲ拒否セバ自今合衆國ノ援助ヲ得ラザルベシト通告スルコトニ依リ終戦ヲ招來セシメ得ベシト程識セリ

(イ) 大臣ハローラズベルト大統領及國務長官ガ大臣ヲ信頼セラレンコトヲ希望セリ。松岡ハ本職ガ各申條ヲ量上ガ每ニ明白ニ之ヲ承認セリ。唯第三項、第八項、第十項、第十五項ヲ謂上ゲタル時ハ口ヲ誤ミ次ノ如ク之ヲ敷衍セリ。即チ

(イ) 第三項ニ於テ松岡氏ハ其ノ所見トシテ日本ハ三國同盟ニ依リ、合衆國力猶逸ニ宣戰セバ合衆國ト戰争セザルヲ得ザルベシ、唯日本ハ先づ獨逸ト此點ニツキ防護スペシト語。リ

(ロ) 第八項ニ於テハ大臣ハ我等三名ハ和平希求ノ意ヲ表明セリト雖モリツベントロツブ及ヒツトラーハ予ヲシテ現在ニ於テハ平和克服ノ可能性無キヲ想ハシメ又ヒツトラーハ英國ヲ征服スルニ非レバ平和無シト屢々強調セル旨語。リ

(ハ) 第十項ニ於テハ同人ハリツベントロツブガ松岡ニ語レル、リツベントロツブノ意見トシテ現下ノ英國ハ開戰當時ヨリ強國ナル防衛義勢ニアル旨附言セリ(二) 第十五項ニ於テハ同人ハ疊ニ同人ガ逃ベタル所ヲ敷衍シ中日間ノ和平ハ兩國ノ直接交渉ニ依リテノミラサルベク仲介者ノ介在ハ日本朝野ノ容認セザル處ナルベシト語。リ。